

広域相談支援体制整備事業に係る委託契約について

1 経緯

広域相談支援体制整備事業については、14（総合）振興局中 13（総合）振興局において、価格競争によらず最良の企画提案をした者を選定する公募型プロポーザル方式による委託契約を締結。（残り 1 カ所は一者随意契約）

一方、本年 3 月、出納局から、公募型プロポーザル方式の適切な運用を図るため、契約事務を進めるに当たっての留意事項が通知された。

2 年以上プロポーザル方式で行った事業と同種の事業を実施する場合は、競争入札によることを原則

これにより難しい場合は、学識経験者等の意見を徴するなどした上で、競争入札に移行できない理由を具体的に整理

2 広域相談支援体制整備事業の概要

障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、21 障がい保健福祉圏域に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに対する助言・調整等の広域的支援を行う。

3 競争入札に移行できない理由（案）

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるためには、障がい当事者本位の視点に立った地域の相談支援体制の構築のほか、障害福祉サービスなどの公的制度以外の取組を含めた社会資源の把握やネットワークづくり、その時々で変化する障がいのある人の状況を踏まえた受入体制の整備に向けた関係機関との調整について、広域的な観点から助言できる、専門的知見や情報収集力、判断力、調整力、状況に応じた柔軟な対応力が必要であることから、予め業務に係る仕様を具体的に提示することは困難である。

については、専門性の高い知見や広域的な情報収集力・判断力・調整力、柔軟な対応力を伴った地域への助言・調整等が可能な事業者を企画提案の内容に基づき選定する必要があるため、本事業については、競争入札への移行は困難。